

1. 条約の概要

● **クラスター弾及び不発弾による文民への被害に対処するため、クラスター弾の使用、開発、生産、取得、保有及び移譲並びにそれらの活動への援助等を禁止（第1条）し、貯蔵弾の原則8年以内の廃棄（第3条）、原則10年以内の不発弾の除去（第4条）等を義務付ける。**

● **クラスター弾の被害者に対する援助（第5条）や、国際的な協力・支援（第6条）等の規定の履行を通じて、クラスター弾がもたらす人道上の懸念に効果的に対処することを目的とする。**



2. 経緯・締結状況

● イラク、コソボ、アフガニスタン、レバノン等で使用されたクラスター弾が文民に大きな被害をもたらしたことを受け、2006年頃からクラスター弾の国際的な禁止・規制に向けた関心が高まる。

● 特定通常兵器使用禁止制限条約（CCW）の枠組みにおける進展を不十分とする諸国及び非政府団体が主導し、一連の国際会議における議論を経て（いわゆる「オスロ・プロセス」）、2008年5月に開催されたダブリン会議（アイルランド）において、我が国を含む107か国のコンセンサスによって採択。我が国は2008年12月3日のオスロ（ノルウェー）における署名式にて署名、2009年7月14日に受諾書を国連に寄託。

● 2010年8月1日に発効。2024年7月現在、締約国は112か国・地域（仏、独、アイルランド、ラオス、メキシコ、豪、ニュージーランド、ノルウェー、西、加、英、レバノン等）。

● **2024年7月、リトアニアが脱退を表明し、9月に正式に通告（条約の規定上、通告後6か月で効力が発生）。**

3. 我が国の取組

(1) **本条約の普遍化**: アジア大洋州地域を中心として条約の普遍化促進に取り組んでおり、普遍化を主導する調整役を、第1回締約国会議（2010年）から第3回締約国会議（2012年）までの期間務めた。引き続き、**条約の普遍化に取り組んでいく。**

(2) **不発弾除去・被害者支援対策**: ラオスやレバノン等においてクラスター弾を含む不発弾の除去及び被害者支援に貢献してきた。JICAは、ラオス・カンボジア間の南南協力プロジェクトを実施。

(3) **締約国会議の場での国際協力及び広報**: 年次締約国会議の機会等を利用し、我が国の国際協力に関する広報を実施している。例えば、第3回締約国会議（2012年）では、ラオス政府とJICAとの共催で、ラオスにおけるクラスター弾対策について紹介し、他の援助パートナーからの支援も呼びかけた。

第4回締約国会議（2013年）においては、ベナン及び仏政府との共催で、ベナンにある不発弾除去訓練センターに関するイベントを実施した。

(4) **貯蔵クラスター弾の廃棄**: 2015年2月9日、本条約に基づき、我が国が貯蔵するクラスター弾の廃棄を完了した。